

第3章 都市環境を 保全・創造するまち



散在ガ池森林公園(鎌倉湖)

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
創造するまち

将来目標① 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標② 歴史を継承し、文化を創造するまち

将来目標④ 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標⑤ 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標⑥ 活力ある暮らしやすいまち

将来目標 ③
第3章
都市環境を保全・創造するまち

分野

施策の方針

(1) みどり

- ① 緑の保全等
- ② 都市公園等の整備・管理

(2) 都市景観

- ① 良好な都市景観形成事業の推進

(3) 生活環境

- ① 3Rの推進・ごみの適正処理
- ② 環境汚染の防止
- ③ まちの美化
- ④ 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進
- ⑤ 野生鳥獣等への対応
- ⑥ 海浜の環境保全

施策の方針 ①

緑の保全等

～緑地保全及び創造に努めます～

施策を取り巻く状況

現状

緑は、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。

市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や組織の育成を行ってきました。

本市では、平成8(1996)年に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、緑の保全等を推進してきました。

環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則等を定めた「生物多様性基本法」が平成20(2008)年6月に施行されました。

都市環境を支える緑を保全するため、地域制緑地の指定等により緑地の保全を図り、首都圏近郊緑地保全法に基づく、近郊緑地保全区域(約51ヘクタール)の指定拡大、近郊緑地特別保全地区(約131ヘクタール)の指定や、都市緑地法に基づく、新たな特別緑地保全地区5箇所(約19.7ヘクタール)の指定、1箇所(約1ヘクタール)の拡大にいたしました。

平成24(2012)年4月1日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、神奈川県から一部の権限や事務が市へ移譲されました。

課題

- 都市環境を支える緑の保全・創造
- 緑の質の充実
- 身近な緑の保全・創造
- 地域主権改革に基づく土地の買入れ事務に対する対応
- 生物多様性保全対策

※1 「地域制緑地」…緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく制度による緑地を指す。

目標とすべきまちの姿

国・県との適正な役割分担による広域的な緑地保全・管理施策が進められています。また、より充実した施策により、緑地の質が高まっています。

土地所有者・市民をはじめ、関係機関等の協力により、地域制緑地の指定が充実し、国・県・市の間での役割分担が適正に行われることで、着実に施策が進捗しています。

市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われています。

主な取組

① 緑の基本計画の推進

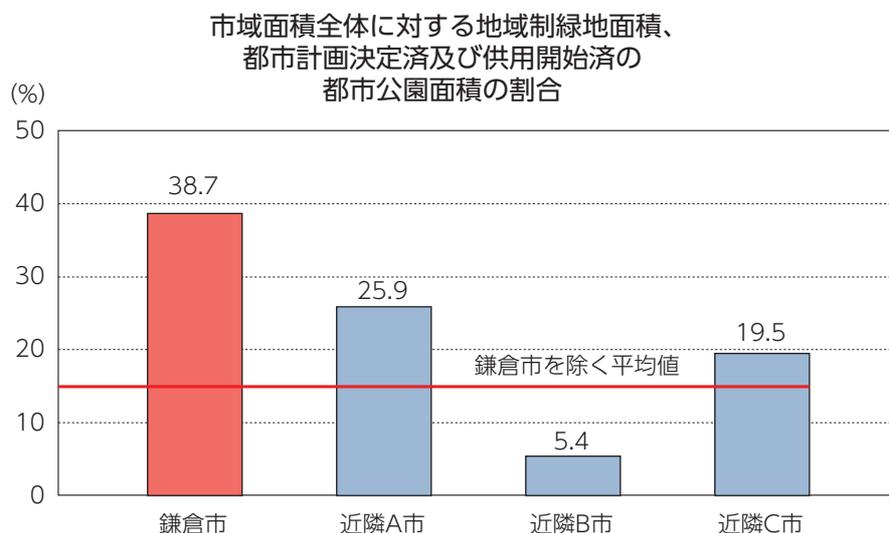
緑に関する施策と景観に関する施策の一体的な展開を図ります。緑の基本計画に基づき、引き続き、地域制緑地の指定等による緑地の保全、緑化の推進等に努めます。

② 緑地の質の充実

良好な緑地環境を保全するため、国・県と協力しながら、緑地管理に関する広域的な施策展開を図ります。また、緑地保全施策の充実により、緑地の質の充実に努めます。

③ 身近な緑の保全・創造

市民の発意と行政の連携による緑地保全制度の確立と、緑化地域指定に向けた関係機関等の調整を図ります。



この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市緑の基本計画

都市公園等^{※1}の整備・管理

～地域特性や利用者のニーズに対応した都市公園等を整備・管理します～

施策を取り巻く状況

現状

公園や緑地は、散策・レクリエーション活動の場や防災空間として、また、うるおいやすらぎの場として、市民生活に欠くことができない都市空間を形成していますが、少子高齢社会の進展、余暇ニーズの多様化・高度化、また、環境・景観・安全等への意識の向上から、求められる公園像等が大きく変化しています。

身近な小さな公園のみならず大規模公園においても、市民の自主的活動がみられるようになってきました。

大規模な公園については、社会的環境を踏まえつつ、その土地のもつ自然的環境を最大限利活用する内容で整備等を進めています。

小規模な街区公園^{※2}は、その多くが開発行為に伴って設置されたため、分布が著しく偏在しています。また、そのほとんどが20年を経過しても、ほぼ当時の状態で存置されており、維持管理を行っているものの、全体的に施設等の老朽化が目立っています。

開発行為等で移管・設置された緑地は、二次開発を抑止し、景観的にも良好な住環境の形成に大きく寄与してきました。しかし、用地買収や寄付により、管理すべき緑地が年々増加していることから、維持・管理が追いついていないのが現状です。

課題

- 公園の整備
- 公園施設の老朽化等への対応
- 緑地の維持・管理
- 生物多様性保全対策

※1【都市公園等】…都市公園法で規定する公園のほか、児童遊園、青少年広場なども含めたもの。

※2【街区公園】…ゆっくり歩いて行ける範囲内にある身近な公園で、ベンチや遊具、水飲みなどを備えている。

※3【指定管理者制度】…これまで公の施設の管理運営を委託する場合には、市の出資団体（いわゆる外郭団体）又は公共的団体に限られてきたが、平成15年の地方自治法の改正で、市が指定する団体に公の施設の管理運営を行わせることができるようになり、行政サービスの向上や施設運営の効率化などを目的として民間事業者を参入させることが可能となった。

目標とすべきまちの姿

都市公園等は、地域の特性や利用者のニーズに対応した整備・活用がされることにより、市民の憩いの場となっています。また、近隣住民の活発な参画・協働により、効率的に運営・管理されています。その結果、市民1人あたりの公園面積14.6㎡を確保しています。

指定管理者制度^{※3}やNPOとの協働により、公園は適正に管理されています。さらに、老朽化した公園のリニューアル等にあたっては、市民との議論の場を設けて、市民のニーズを反映しています。また、公園施設の長寿命化計画に基づく改築・更新により、ライフサイクルコストの縮減を図っています。

野生生物の生息・生育地として、自然の生態系と調和した都市公園等が整備され生物多様性が保全されています。

主な取組

① 多様な都市公園等の整備

- (1) 鎌倉広町緑地、(仮称)山崎・台峯緑地などについて整備を進めるとともに、地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園の整備に努めます。それぞれの緑地の特性に合った整備・活用に努め、緑とふれあい、楽しく、快適に集い、憩える場の創出を図ります。
- (2) 公園の借地方式^{※4}による効率的な整備が可能なることから、こうした手法も視野に入れて近隣住民の参画・協働による公園の整備に努めます。

② 都市公園等の適正な管理

指定管理者制度の導入やNPO等との協働により、市民が快適に利用できる空間を創出するよう、都市公園の適正な維持管理を図ります。

③ 公園施設の老朽化等への対応

ワークショップ^{※5}等の手法を活用して、老朽化した公園のリニューアルを図るとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

④ 緑地の適正な管理

緑地の質の向上をめざすとともに、防災等の観点から、緑地の適正な維持・管理を図ります。



鎌倉海浜公園（由比ガ浜地区）



夫婦池公園

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市緑の基本計画

※4 「公園の借地方式」…土地所有者との借地契約により、都市公園を開設し、契約期間終了により公園を廃止できる「期間限定」の公園設置方式。

※5 「ワークショップ」…参加者が対等な関係で自由に意見交換を行い、みんなでイメージを共有しながら目標を達成する方法。ここでは、様々な世代のニーズを反映させる取組をいう。

良好な都市景観形成事業の推進

～景観資源^{※1}を保全・活用した豊かな景観形成を進めます～

施策を取り巻く状況

現状

鎌倉は都市形成の歴史や自然環境との関わり方から、三方を山に囲まれ南に海が開ける古都鎌倉(古都景域)と、丘陵部の緑に取り囲まれた都市的土地利用が進む新しい鎌倉(都市景域)の2つの景域に分けることができます。

古都鎌倉、新しい鎌倉とともに、自然環境、歴史的遺産を守り、育む先人たちの努力によって地域固有の景観が今に受け継がれてきました。

鎌倉の都市景観の特色は、山懐に抱かれた佇まいで、谷戸の中に溶け込むまち並みや緑を背に海に向かって開けるヒューマンスケール^{※2}のまち並みとその特徴です。また、昔からある寺社や切通しに加えて、明治期から昭和初期にかけて築造された建築物など、歴史的文化的価値を有する景観資源が周囲のまち並みや自然的環境と程よく調和し、鎌倉らしい都市景観を創り出しています。

一方で、土地利用の転換などにより、鎌倉の良好な景観の特性が失われてしまったり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。

平成16(2004)年に景観法が制定され、景観形成がまちづくりを進めるうえでの重要な要素の一つとして位置づけられ、本市では平成19(2007)年に景観計画を策定し、平成20(2008)年には古都鎌倉の市街地の広い範囲に景観地区^{※3}の都市計画を定め、景観法に基づく良好な景観形成に向けた基盤づくりを推進する制度を整えました。

平成23(2011)年に指定した景観整備機構による景観形成協議会の支援など、市民・事業者・NPO等との協働が進んでいます。

本市独自の制度等により、違法な屋外広告物の量は大幅に減少しましたが、近年は掲出方法を含めた屋外広告物の質を高めることへの市民要望が寄せられています。

課題

- 地域固有の景観の質の向上と継承
- まち並みと調和した景観形成
- 市民・事業者・NPO等との協働の推進
- 屋外広告物の適正な規制・誘導

※1 [景観資源] …地域の景観を印象付けている景観の構成要素を指す。建築物、門扉、樹木等々の広い範囲のものを対象としている。

※2 [ヒューマンスケール] …ほど良い人間的な尺度であり、人間の感覚や行動に適合した、適切な空間の規模やものの大きさ。

※3 [景観地区] …景観法第61条に規定されたもので、より積極的に景観形成を図っていく地区において、都市計画に、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積を定めることができる。建築物の形態意匠は市町村長の認定制度により、それ以外は建築確認により担保される。

目標とすべきまちの姿

都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。

地域の貴重な景観資源が保全されるとともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観が形成されています。

緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観が形成されています。

市民・事業者・NPO等の協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりが推進されています。

主な取組

① 良好な都市景観形成の誘導

- (1) 景観法を活用し、景観形成の視点から総合的な施策展開を行います。鎌倉の自然環境と歴史的遺産が融和した景観特性に配慮し、地域の個性を生かした景観形成を推進します。公共性の高い視点からの優れた眺望景観を保全・創出するため、眺望に配慮した市街地の景観形成を進めます。
- (2) 商業地におけるにぎわい、工業地における整然とした空間、住宅地の緑豊かなゆとりある空間の維持など、都市の活力や地域イメージの向上などに配慮し、土地利用計画に沿った景観形成を誘導します。特に、景観的な配慮が求められる地区では、重点的に景観形成を進めます。地域の貴重な景観資源を生かした景観形成を推進します。

② 都市景観形成事業の推進

- (1) 良好な都市景観形成を進めるためには、市民・事業者・NPO等の自主的な活動だけでなく、行政も、周辺環境や地域の個性に配慮した能動的な取組や支援が必要です。
- (2) 都市の骨格であり景観上重要な公共施設(道路、海岸、河川等)において、国、県など関係機関との相互調整により、公共空間の質の向上に努めます。

③ 市民・事業者・NPO等との協働

- (1) 市民・事業者・NPO・行政のそれぞれの責任や役割を明確にし、協働による景観形成を進めます。
- (2) 次代を担う若年層に対し、教育機関等と連携した広報活動や教育活動を推進します。

④ 屋外広告物等の質向上への取組

屋外広告物等は、まち並みを構成する重要な要素であることを踏まえ、鎌倉にふさわしい質の高いデザインとなるような適正な誘導を図ります。



旧華頂宮邸

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市景観計画

施策の方針 ①

3R^{*1} の推進・ごみの適正処理

～循環型社会の形成をめざし、ゼロ・ウェイスト^{*2}社会の実現に向けて、ごみの減量・資源化を推進します～

施策を取り巻く状況

現状

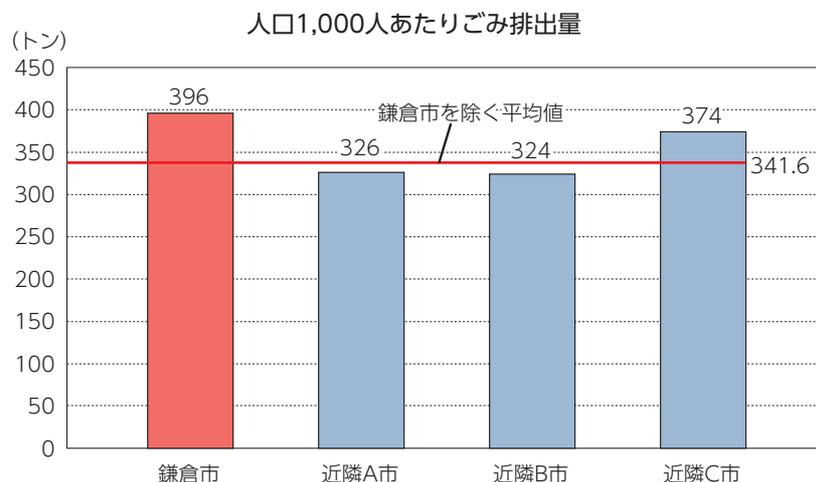
現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルによって、天然資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷が大きくなっています。

家庭系ごみの戸別収集モデル事業の実施、事業系ごみの分別の徹底、家庭用生ごみ処理機の普及促進等により、ごみの減量・資源化を進めています。

本市では、市民、事業者、行政が一体となり、さまざまなごみの資源化に取り組んできた結果、平成7(1995)年度の焼却量約70,000トンが平成15(2003)年度には約44,000トン、平成23(2011)年度には約39,100トンまで減少しました。一方で、家庭や事業所からのごみ・資源物発生量(総排出量)は、過去10年来、横ばいの状態です。

課題

- 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直し
- ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の形成
- 安定的なごみ処理体制の確立



※1 [3R]…リデュース(Reduce):発生抑制、リユース(Reuse):再使用、リサイクル(Recycle):再生利用の3つの頭文字をとったもので、循環型社会の基本的な取組。
 ※2 「ゼロ・ウェイスト」…廃棄物対策に地球環境への負荷を少なくする視点から取り組み、ごみの焼却や埋め立て処理を限りなくゼロに近づける、という考え方。

目標とすべきまちの姿

大量消費・大量廃棄社会からの脱却についての市民等の理解が浸透し、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生量は減少しています。

ごみ焼却施設は計画的な更改、改修が進み、ごみの焼却効率が上がり、省エネルギーかつ環境に配慮した資源の処理が可能となっています。

ごみの発生抑制、再使用、循環資源の再生利用が市民生活に根付き、市民、事業者、市が協働して、安定的で着実なごみ処理が行われています。

主な取組

① 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直し

「ごみを持ち込まない」、「ごみを作らない」、「ごみを出さない」社会づくりのため、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への呼びかけを行います。市民、事業者、滞在者、行政による協働、連携体制をより推進し、ごみの総排出量の削減に努めます。

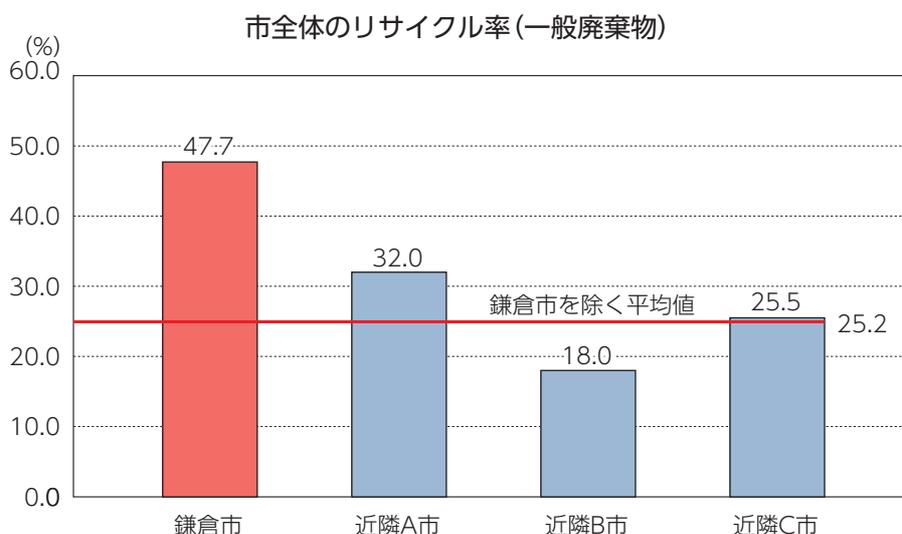
② ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の形成

本市は、これまででもごみの減量・資源化に取り組んできましたが、今後さらにごみの発生抑制、再使用、再生利用を進める施策を推進します。

③ 安定的なごみ処理体制の確立

ごみ処理にかかる技術的進歩の動向、社会経済情勢の動向を注視し、本市に最も適したごみ処理体制の構築に努め、ごみの減量・資源化に取り組みます。

また、財政的負担も踏まえ、効率的かつ安定的なごみ処理を行うため、民間活力の活用も視野に入れたごみの処理体制の確立に努めます。民間活力の導入にあたっては、処理コスト削減の視点だけでなく、市民サービスの向上や将来にわたる安全面も考慮して進めます。



この施策を具体的に推進する個別計画

環境汚染の防止

～環境汚染のない、快適な生活環境が保全されたまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

市民の環境保全に対する意識の高まりとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音など環境問題への対応もより複雑化しています。

課題

- 環境汚染への対応

目標とすべきまちの姿

市民の環境保全に対する意識が高く、大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が抑制され、快適なまちづくりが推進されています。

環境汚染等の公害が発生した場合に適切な指導、対策等が実施され、地域の環境は良好に保全されています。

主な取組

① 環境汚染への対応

調査・測定を通して、大気、水質、騒音等の環境を監視するとともに、法令に基づいて事業所への指導を行い、環境汚染のない快適な生活環境の確保のための取組を継続します。



この施策を具体的に推進する個別計画

まちの美化

～市民やNPOなどとの協働で美しいまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

まちの散乱ごみは、まち美化統一クリーンデーやクリーンアップかまくら等の実施、まち美化に自主的に取り組む個人や団体の活動などにより、成果があげられています。この状態を維持・発展させて、だれもが、特別な意識をせずに、さまざまな場面でまちの美化に関わる環境づくりが進められています。

落書きのないまちづくり行動計画(平成20(2008)年度)を策定し、関係機関や市民等と落書き防止の取組を開始しました。

鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例(平成21(2009)年4月)を制定し、喫煙者の喫煙ルールの遵守を定めました。

課題

- ごみ散乱防止対策
- 落書き防止対策
- 路上喫煙防止対策

目標とすべきまちの姿

散乱ごみや落書き防止に対する市民やNPOなどとの協働により、古都鎌倉の美観に対する意識が多く持たれるようになり良好に保たれています。

市民参加によるまち美化活動を中心に、散乱ごみや落書き防止の取組に努めています。

主な取組

① ごみ散乱防止対策

ごみの散乱防止は、観光客も含めた一人ひとりの意識の醸成が大切です。引き続きまち美化に取り組む個人や団体と協力して、ごみ散乱防止対策に努めます。

② 落書き防止対策の取組

まちの美観や景観を損なう落書きは犯罪です。落書き防止条例に基づき、NPOや関係機関等と連携を図りながら、まちの美観の維持・向上に努めます。

③ 路上喫煙防止対策の取組

吸い殻散乱のない安全で快適な生活環境を保全するため、路上喫煙のマナーアップの取組を進めます。

■鎌倉駅 W400×H600



■大船駅 W400×H600



■禁止区域外 400×400



↑路上喫煙マナーアップ看板

←路上喫煙禁止区域看板

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画〈第2期改訂版〉

次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

～持続可能な循環型社会のシステムをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止による化石燃料^{*1}への依存度が高まり、温室効果ガス^{**2}の削減はますます困難になっています。

本市では、平成24(2012)年7月に「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」を施行しました。

地域におけるエネルギー政策のあり方や、安定確保に対する市民の関心が高まっており、市民の安心な生活のために、地域におけるエネルギーの創出や有効利用を進める取組が求められています。

家庭用におけるエネルギー消費は、生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化や世帯数の増加等の社会構造変化の影響を受けて増大しており、家庭部門における省エネルギーの推進は国でも喫緊の課題です。特に家庭部門の二酸化炭素排出量の割合が多い本市では、家庭における省エネルギーの取組が重要になります。

課題

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギー等の導入推進
- 効率的なエネルギー利用の促進
- 低炭素まちづくり^{**3}の推進
- 環境教育の推進
- 環境負荷低減への取組

※1【化石燃料】…化石燃料とは、動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあり、火力発電などのエネルギー源となっている。燃焼に伴い、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。

※2【温室効果ガス】…大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速された。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・亜酸化窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六フッ化硫黄(SF₆)の6種類の温室効果ガスを規制の対象としている。

※3【低炭素まちづくり】…国では、平成24年9月、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が公布され、全国の自治体により、同法に基づく「低炭素まちづくり計画」が作成されつつある。この法律で「都市の低炭素化」とは、都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化することをいう。国土面積のわずか5%程度に過ぎない市街化区域等から我が国の二酸化炭素総排出量の約4割が排出されている現状に鑑み、特に都市の低炭素化を促進していくことが強く求められている。

※4【未利用エネルギー】…未利用エネルギーとは、河川水・下水等の温度差エネルギー(夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水)や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーを総称したものの。

※5【エネルギーマネジメント】…センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化(可視化)を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うこと。エネルギーマネジメントを行うシステムとしてHEMS(家庭のエネルギー管理システム)、BEMS(建築物のエネルギー管理システム)、FEMS(工場のエネルギー管理システム)、CEMS(地域のエネルギー管理システム)と称されるものがある。

目標とすべきまちの姿

省エネルギーの推進と再生可能エネルギー等導入に向けた理解が広まり、市民力、地域力を発揮した取組が進展し、歴史と環境が調和した循環型社会システムが構築されています。

本市の住宅、事業所、公共施設では、太陽光、太陽熱、燃料電池などの再生可能エネルギー等の普及が進んでいます。

主な取組

① 省エネルギーの推進

市民・事業者・市が主体的かつ積極的に省エネルギーに取り組めるよう、省エネ意識の普及啓発や設備の省エネ化などの施策を展開します。また、市民の省エネルギーの対応及び事業所における環境経営の取組を啓発するとともに、市役所も自ら地球温暖化対策などの環境負荷低減に取り組みます。

② 再生可能エネルギー等の導入推進

太陽光などの再生可能エネルギー等の有効利用について検討し、家庭や公共施設への導入推進を図ります。

③ 効率的なエネルギー利用の促進

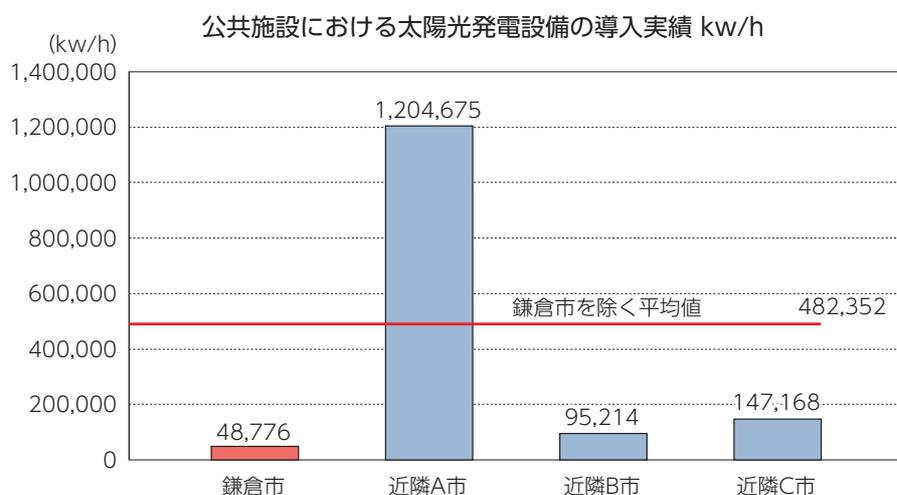
都市における未利用エネルギー^{※4}の活用や、地域のエネルギーマネジメント^{※5}について検討を進めます。

④ 低炭素まちづくりの推進

都市全体のエネルギー構造を意識した公共施設配置の最適化や、緑地保全や緑化の取組、風の道などのヒートアイランド対策^{※6}、交通量抑制策などの取組を通して、エネルギー使用量の削減につながる低炭素まちづくりを進めます。

⑤ 環境教育の推進

環境教育を推進し、だれでもがどこでも環境保全活動を実践することをめざします。



深沢中学校太陽光発電



植木小学校緑のカーテン

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画〈第2期改訂版〉

鎌倉市エネルギー基本計画

鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画

鎌倉市環境教育推進計画

※6 **【ヒートアイランド対策】** …都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている「ヒートアイランド現象」への対策。

野生鳥獣等への対応

～鎌倉の生態系を守り、野生鳥獣等の保護を推進します～

施策を取り巻く状況

現状

本市域は、身近な鳥獣の生息地と位置づけられた鳥獣保護区に指定されていますが、近年さまざまな要因(有害外来鳥獣など)による生態系の攪乱が懸念されています。

環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則等を定めた「生物多様性基本法」が平成20(2008)年6月に施行されました。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の制定により、神奈川県アライグマ防除実施計画等種々の防除実施計画が策定され、これに基づいた取組を進めています。

課題

- 防除実施計画に基づく捕獲の施策
- 生物多様性保全対策

目標とすべきまちの姿

法令等に基づく規制や啓発活動及び防除実施計画による捕獲等の推進により、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物^{※1}の個体数が減少し被害が低減するなど、鎌倉の生態系を守る取組が進められています。

主な取組

① 野生鳥獣等への対応

鎌倉の生態系を守るため、野生鳥獣に対する餌付けの禁止などの啓発を進めます。

② 有害野生鳥獣の防除

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行を踏まえ、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物の防除と被害に対する広域的な対応を進めます。



台湾リス

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画〈第2期改訂版〉

※1 「有害外来動物」… [特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律] に基づく特定外来種の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、侵略性が高く、生態系への悪影響や生活被害等を及ぼす外来動物。

海浜の環境保全

～海浜の環境保全の取組を推進します～

施策を取り巻く状況

現状

本市にとって海浜は、丘陵部の緑や寺社などの歴史的遺産とあいまって鎌倉らしさを構成する重要な要素であるとともに、市民のレクリエーション空間として、また海浜特有の動植物の生息生育空間として重要な役割を持っています。

多様な側面をもつ海浜の管理は、一部を除き県の管轄です。

県が策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき鎌倉海岸では養浜^{※1}を主体とした侵食対策が進められています。

課題

- 海浜の環境保全の推進
- 関係機関等との連携

※1 「養浜」…波によって砂が削り取られたような海岸に再び人の手で砂を戻す行為をいう。また、その養浜によりつくられた砂浜を人工海浜という。人工海浜の目的には大きく2つあり、1つはなくなった砂浜を元の姿に戻すことで、砂浜が持っている「波を砕く」という機能や生物や植物の生息・生育域としての機能を再び蘇らせるということである。もう1つは、海水浴などの海洋性レクリエーションの場を新たに作り出すということである。

目標とすべきまちの姿

関係機関等との連携により、海浜が適切に保全されています。

主な取組

① 海浜の保全と活用

海浜の環境については、樹林地・河川・海浜を一体としたネットワークのなかで捉え、関係機関等と連携を図りながら、その適切な保全に向けた取組を進めます。



鎌倉 海・浜のルール看板



稲村富士



七里ガ浜

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画〈第2期改訂版〉

海浜ベルト総合整備構想